

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	6 件

## 滋賀国民年金 事案 473

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年1月から同年3月まで  
当時、私はA市のアパートで一人暮らしをしていたが、今日まで税金等は一度も滞納したことは無く、申立期間の国民年金保険料のみが未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間は保険料をすべて納付している。

また、申立人は、厚生年金保険から国民年金への切替手続もすべて適切に行っており納付意識が高いと判断され、申立期間のみ厚生年金保険から国民年金への切替手続を行いながら納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から50年3月まで  
② 昭和50年4月から61年3月まで

申立期間①については納付記録が無く、申立期間②は定額保険料のみの納付とされているが、私は国民年金のことを新聞で知り、加入手続をした上で、当初、月100円台の保険料を、毎月、A市の区役所やその支所で納付していた。当時所持していた国民年金手帳には、ハンコが押され、領収書も添付していたが、B市に転居した際に、社会保険事務所担当者から「記録はコンピュータに入れたので、古い手帳は処分してください。」との電話を受け処分した。また、昭和50年4月からは、少しでも年金が多くもらえるということで、付加保険料も納付していた。

申立期間①の保険料の納付、及び申立期間②の付加保険料の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は国民年金保険料の納付方法、納付場所等について具体的かつ鮮明に記憶している。

また、申立人に対しては、昭和50年6月13日に払い出された国民年金手帳記号番号とは別に、36年10月21日に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが確認でき、後者の記号番号については、その払出簿を確認しても取り消された形跡は無いのに、社会保険庁のオンライン記録では、同年4月1日に資格取得し、その翌日の同年4月2日に資格喪失したものと記録されているなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立人は、当時所持していた国民年金手帳の形状等を具体的に記憶

しており、社会保険事務所では、「当時二つ以上の国民年金手帳記号番号を持っている者に対しては、混乱を避けるために、古い手帳を処分するよう指導していた。」と回答していることから、申立内容には不自然さは無い。

一方、申立期間②については、申立人はA市C区役所D支所において、付加保険料の納付を申し出て、直後にB市へ転出したとしているが、A市では、「被保険者の転出時に付加保険料に関する情報を他市町村へ提供していなかった。」と回答しており、B市では、定額保険料額の納付書と定額保険料額に付加保険料額を加算した納付書を使い分けていたことから、11年間という長期にわたり付加保険料の納付記録に誤りがあったとは考え難い。

このほか、申立人が申立期間②において、付加保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年2月1日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、昭和19年10月から20年1月までの標準報酬月額については170円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年9月1日から20年2月1日まで

資格取得年月日が昭和19年9月1日と記載されている当時の厚生年金保険被保険者証を所持しているため、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和19年9月1日を資格取得日とする厚生年金保険被保険者証を所持していることから、事業主は、厚生年金保険法適用前であった期間を除く昭和19年10月1日に資格取得した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

一方、A学校の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の記録は無いが、申立人と同時期に同社に勤務していた同僚2名についての記録は、「厚生年金保険の記号番号、被保険者の氏名、性別、生年月日、資格取得日、資格喪失日。」が名簿の欄外に書き加えられていることが確認できる。

また、同被保険者名簿を保管していた社会保険事務所は、戦争により被保険者名簿についてはすべて焼失したことから、被保険者名簿の復元を行なったとしているが、復元された被保険者名簿は、追記されており、当時復元が完全に行われなかったことがうかがわれる。このため、申立人の被保険者記録も復元時に欠落したものと推認することが妥当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判

断すると、事業主は社会保険事務所に対し、申立人について昭和19年10月1日に資格を取得し、20年2月1日に資格を喪失した旨の届出を行ったことが認められる。

また、昭和19年10月から20年1月までの標準報酬月額については、A社B所に係る昭和20年2月の社会保険事務所の記録から、170円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和54年7月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年7月2日から同年8月1日まで  
昭和54年7月2日から同年8月20日までの期間、A社に勤務していた。  
社会保険庁の記録では、昭和54年7月が厚生年金保険未加入となっている。申立期間も勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった源泉徴収票、事業主が保管する賃金通知書及び雇用保険の記録などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和54年8月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和52年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月21日から同年4月13日まで

社会保険庁の記録では、昭和52年3月21日から同年4月13日までの厚生年金保険被保険者期間が無い。昭和52年3月21日付けでA社C工場から同社B工場に転勤したが、転勤に際して勤務に途切れは無かったので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主保有の昭和52年3月21日付け人事異動並びに職名変更一覧表、事業主からの文書回答及び雇用保険の被保険者記録などから判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和52年3月21日にA社C工場から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における昭和52年4月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届に関して申立てどおりの届出を行っていないので、厚生年金保険料を納付していないと回答していること及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」から、事業主が昭和52年4月13日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を昭和30年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和30年6月30日から同年7月1日まで

社会保険事務所の厚生年金保険の記録では、A社B工場の資格喪失日が昭和30年6月30日、同社C営業所の資格取得日が同年7月1日となっており、1か月分の加入記録が無い。

しかし、私は、昭和25年10月7日から平成3年10月21日まで一貫してA社に勤務していたので、当該期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る退職者一覧台帳及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和30年7月1日にA社B工場からA社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和30年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における資格取得日に係る記録を昭和52年3月25日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月25日から同年4月24日まで  
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、昭和52年3月25日から同年4月24日までの期間が欠落していた。

しかし、私は、昭和45年4月にA社に入社以来、C社へ出向した51年7月から52年3月までの期間を含め、同社に継続して勤務しており、会社の在籍証明書もあるので、厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、人事異動報告書、要員配置図及び上司の証言から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し(昭和52年3月25日にC社からA社B支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から15万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から56年2月までの期間及び60年5月から62年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年4月から56年2月まで  
② 昭和60年5月から62年1月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

同居していた兄の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付していたと、実家の母親から過去に何度か聞いていたので、未加入となっていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親に聴取しても記憶が不明確であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間①のうち、昭和54年4月から同年9月までの期間は、申立人は20歳に到達しておらず、国民年金に加入することはできない期間である。

さらに、申立期間について、申立人の母親及び同居していた兄の国民年金保険料の納付記録は確認できるものの、申立人には国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情が見当たらず、未加入期間と考えられ、制度上保険料を納付できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から39年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から39年2月まで  
社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。  
亡き母が私の将来のことを思い、加入年齢である20歳の時から国民年金保険料を納付してくれていたと思うので記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人の母親も既に亡くなっているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間のうち一部の期間について、申立人が母親に代わって国民年金保険料を納付したと主張しているが、保険料を納付したことを示す関連資料が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和41年7月13日の時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 滋賀国民年金 事案 477

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年11月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年11月から46年3月まで  
社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。  
平成19年8月にA町役場から届いた国民年金手帳の資格取得日が昭和43年11月12日となっており、申立期間当時勤務していたB歯科医院の歯科医師国民健康保険に加入していたと思われるが、全く記憶が無いので未納期間の調査をお願いしたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に国民年金に加入し、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は加入手続及び保険料納付に関する記憶が不明確であり、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年11月11日に払い出されており、資格取得日は、43年11月12日の20歳到達時にさかのぼっていることが確認でき、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により納付できず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間当時に勤務していたB歯科医院院長夫人及び一緒に働いていた同僚の証言でも、申立人が国民年金保険料を納付していたことを裏付ける証言を得ることができない上、申立人は申立期間当時に加入していたとする歯科医師国民健康保険と混同していることも考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から50年9月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間について納付事実が確認できない旨の回答があった。私が20歳になった時に、亡くなった父親が国民年金の加入手続きを行い、以後、当時の自治会組長に父親が私から預かった保険料を毎月納めていたので、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の父親も既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年11月10日に払い出されており、49年9月6日にさかのぼって資格取得していることが確認でき、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、50年9月以前の保険料は時効により納付することができない。なお、時効となっていない昭和50年10月から52年3月までの保険料は、過年度保険料として、53年1月30日に納付されていることが申立人の所持する国民年金保険料領収証により確認できる。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年7月から48年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から48年12月まで  
社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。  
亡き父が私の将来のことを思い、20歳の時から国民年金保険料を納付していると常々言っていたので、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和50年9月17日の時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間当時同居していた申立人の姉の国民年金手帳記号番号は申立人と連番で払い出されているとともに、保険料収納記録も昭和49年1月から納付済みとなっているなど、申立人の収納記録と同じである。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの期間及び46年3月から50年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から42年3月まで  
② 昭和46年3月から50年8月まで

社会保険事務所の記録では、申立期間①については、元夫が夫婦二人の国民年金加入手続をして保険料も二人分を納付していたはずなのに未納となっている。厚生年金保険被保険者資格喪失後の申立期間②については、元夫が国民年金加入手続をし、私の保険料を納付していたはずなのに未加入となっている。

未納期間や未加入期間があることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は126か月と長期間である上、申立人の元夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、申立人の元夫は既に死亡しているため、申立期間の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立期間①については、申立人は、元夫が夫婦の国民年金加入手続をし、保険料を納付したと申し立てているが、昭和36年4月1日に遡<sup>そきゅう</sup>及して資格取得が確認されており、元夫は未加入期間である。

さらに、申立期間②については、任意加入の対象期間であり、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年12月10日に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳には、申立人は、同年9月30日に国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は国民年金未加入期間であり、制度上国民年金保険料を納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号

番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年9月まで

私は、年金手帳と領収書を基に、昭和51年4月から52年2月までの納付記録の訂正を社会保険事務所に求めた結果、社会保険事務所の記録では未加入とされていた期間が年金手帳の資格取得日と同じ日に訂正され、51年10月から52年2月までの期間については納付記録が訂正された。

しかし、申立期間は法律上時効により納付できない期間であることから、記録の訂正はできず、この保険料は既に還付しているとされたが、還付金を受け取った記憶も無いので、納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和52年4月11日に払い出されたことが確認でき、申立人が所持している国民年金手帳から、申立人は、44年6月29日にさかのぼって国民年金の資格を取得していることが確認できる。

また、申立人から提出された昭和51年4月から52年3月までの国民年金保険料の納付書・領収証書から申立人は当該期間の保険料を、54年1月31日に金融機関で納付していることが確認できるものの、社会保険事務所の記録によると、当初、申立人は、52年3月4日が国民年金の資格取得日とされていたことから、51年4月から52年2月までの期間は未加入期間であるとされ、当該期間の保険料が還付された記録が確認できる。

その後、社会保険事務所では、平成20年2月29日に、申立人の国民年金の資格取得日を昭和52年3月4日から国民年金手帳に記載された日と同一の44年6月29日に訂正するとともに、申立人が54年1月31日に納付した期間のうち、納付時点で時効となっていない51年10月から52年2月までの期間は

納付済みに訂正していることが確認できる。

しかしながら、申立期間については時効となっており、制度上納付できない期間であるため、訂正しなかったものであり妥当なものと考えられる。

なお、申立人は、昭和 51 年 4 月から 52 年 2 月までの保険料が還付された記憶は無いと申し立てているものの、これを確認できる資料等が無い上、申立期間に係る社会保険事務所の記録は、54 年 2 月 28 日に還付決定、同年 7 月 31 日支払とされていることなど一連の事務処理に不自然さはいかたがえ無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年12月から60年8月までの期間及び同年11月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年12月から60年8月まで  
② 昭和60年11月から61年3月まで

年金手帳に、いつ記したか分からないが、自筆で「60年A年金払っている。」と書いてあり、申立期間について国民年金保険料を納付していたと思うので納付を認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は国民年金の任意加入の対象となる期間であるが、申立人には当時居住していた市町村役場等で申立期間に係る国民年金の加入の手続をした記憶が無く、申立期間当時の国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年12月12日に払い出されているが、申立人が所持する国民年金手帳に記載された記録から、申立人は、任意加入被保険者として同年4月1日に初めて国民年金被保険者資格を取得し、57年7月16日に資格喪失した後、61年4月1日に第3号被保険者として国民年金の資格を再取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月から同年9月までの期間及び15年3月から同年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年4月から同年9月まで  
② 平成15年3月から同年5月まで

平成14年2月に離職し、すぐに国民年金に加入した。同年2月及び3月の保険料を納付し、同年4月以降の保険料の納付を怠っていたところ、同年9月にまとめて請求があったので、7、8万円を支払った。

また、平成14年10月に再び就職し15年3月に離職したので、再び国民年金に加入し、同年3月から5月までの保険料を納付した。

申立期間の保険料を納付したものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、保険料の納付時期等についての申立人の記憶が曖昧であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間①及び②の国民年金保険料をA町役場の窓口で納付したと主張しているが、平成14年4月1日以降、保険料の収納は国が一元的に行っており、野洲町役場の窓口で保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間当時、A町役場内にあった金融機関出張所においても、国庫金となる国民年金保険料を取り扱っていなかったことが確認できる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から同年6月までの期間、43年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年2月から同年6月まで  
② 昭和43年4月及び同年5月まで

私が20歳になって、父親が国民年金の加入手続をし、以後、両親のどちらかが納付組織の集金人に家族全員の国民年金保険料を納付していた。

私の母親は保険料が完納となっているのに、私だけ未納期間があるのはおかしいので、申立期間の納付を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料の納付に関与しておらず、申立人の両親も既に死亡しているため、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和43年7月10日に払い出されていることから、申立期間①の一部は時効により保険料を納付することができない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間②については、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄を見ても、保険料納付を示す検認印が押されていない。

このほか、申立期間①及び②の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 30 日から同年 6 月 4 日まで  
② 平成 10 年 5 月 6 日から 11 年 5 月 31 日まで

A社に昭和 32 年 3 月 30 日から同年 6 月 4 日まで、また、B社に平成 10 年 5 月 6 日から 11 年 5 月 31 日まで勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等はない上、雇用保険の加入記録も無い。

また、いずれの申立期間についても、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の名前は記載されておらず、健康保険の整理番号に欠番も見られない。

さらに、申立期間の②について、事業主及び申立期間当時から在籍している社員が、「申立人は、申立期間は当社に在籍していない。」と証言している。

加えて、申立期間の②について、申立人は、平成 9 年 6 月 28 日から 11 年 6 月 28 日までの期間は、健康保険の任意継続被保険者になっている記録がある。

このほか、申立人の申立期間における勤務及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 21 日から 46 年 3 月 1 日まで  
私は、昭和 45 年 4 月から 46 年 2 月まで A 事業所で働いていたが、この期間は厚生年金保険の被保険者記録が無い。証拠となるものは無いが、調理師として勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人は保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶も無い。

また、申立人が申立期間に勤務していたとする A 事業所は、社会保険庁の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていない。

さらに、当時の同僚は、「事業所自体が厚生年金保険に加入しておらず、自分も厚生年金保険に加入していなかった。」と証言している。

加えて、申立期間に係る申立人の雇用保険の加入記録も確認できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 1 月から 39 年 12 月まで  
② 昭和 35 年 1 月から 43 年 12 月まで

A社B支店に昭和 34 年ごろから 39 年ごろまでの期間のうち約 2 か月間勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、B市C区のD公園付近の会社に昭和 35 年ごろから 43 年ごろまでの期間のうち約 2 か月間勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

両申立期間について、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立期間①について、申立人に係る勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況について、申立人が勤務していたと主張するA社B支店に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできず、申立人は、当時の同僚等の記憶が無く、申立人が申立期間に勤務していたことについて同僚等に確認することができなかった。

さらに、申立期間②について、申立人は勤務していたと主張するが、事業所名や当時の同僚等の記憶も無く、申立人が申立期間に勤務していたことについて同僚等に確認することができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 滋賀厚生年金 事案 270

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年6月1日から26年5月1日まで  
② 昭和28年5月25日から29年2月1日まで

私は、昭和25年6月1日から29年1月31日まで、勤務地こそA、B、Cと変ったが、継続してD社に勤務していた。

社会保険事務所に厚生年金保険被保険者記録を照会したところ、A営業所とC営業所に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無いとの回答であった。

給与から厚生年金保険料が控除されていたかどうかははっきりした記憶はないが、厚生年金保険には加入していたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、D社に申立期間に係る申立人の勤務実態、厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料の控除の状況を照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立期間①については、社会保険事務所が保管するD社A営業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、申立期間中の健康保険の整理番号に欠番は無い。

加えて、申立期間②については、申立人はD社C営業所を退職した時期の記憶が不明確である上、同社同営業所が初めて社会保険の適用事業所となったのは昭和29年1月1日であり、適用日から34年3月2日までの間に資格取得した者の中に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号に欠番は無い。

なお、当時の上司や同僚からも申立てに係る事実を確認できる証言は得られなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和 12 年生  
住 所：

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間： 昭和 30 年 5 月 31 日から 33 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 29 年 4 月 9 日から 38 年 4 月 2 日まで、A 社に継続して勤務し、会社の寮に住んでいた。それなのに、社会保険事務所の記録では、30 年 5 月 31 日から 33 年 9 月 1 日まで空白期間となっている。継続して勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が A 社に勤務していたことは、申立人の具体的な供述及び同僚の証言から推認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、A 社は既に全喪しており、申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する資料や証言も得られないため、申立てに係る事実を確認することはできない。

さらに、社会保険事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、A 社が初めて社会保険の適用事業所となった昭和 29 年 4 月 1 日に健康保険番号 8 番で厚生年金保険の資格を取得し、30 年 5 月 31 日に資格を喪失後、33 年 9 月 1 日に別の健康保険番号 14 番で再取得しているが、この間健康保険番号の欠番は無く連続していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年2月1日から24年4月1日まで  
② 昭和25年6月12日から同年7月1日まで  
③ 昭和28年9月1日から32年8月1日まで

私は、昭和22年2月1日から24年3月31日まで、A事業所に勤務した。

その後、昭和24年4月1日から26年4月30日まではBビル内のC事業所に勤務し、同日に同事業所が閉鎖されたのに伴って、D地区にあったC事業所に移り、28年6月30日まで勤務した。

さらに、昭和28年9月1日から32年7月31日までE地区C事業所で勤務した。

ところが、厚生年金保険の加入期間について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無いとの回答をもらった。

再調査の上、加入記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

申立期間①について、申立人はA事業所に勤務していたとしているが、社会保険庁の記録によると、A事業所が厚生年保険の適用事業所となったのは昭和26年10月11日である。

また、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立人が昭和29年9月1日に資格を取得し、32年8月1日に資格を喪失した記載があり、及び申立人が名前を記憶している同僚の資格取得日が同年12月1日であることが確認できる。

申立期間②について、申立人はBビル内C事業所に勤務していたとしている

が、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和24年4月1日に資格を取得し、25年6月12日に資格を喪失したとの記載がある上、D地区にあったC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人が昭和25年7月1日に資格を取得したとの記載があり、Bビル内C事業所の閉鎖に伴って、申立人と共にD地区にあったC事業所に移った同僚についても、資格取得日及び喪失日が申立人と同日であることが確認できる。

申立期間③について、申立人はE地区C事業所に勤務していたとしているが、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和28年1月1日に資格を取得し、同年6月30日に資格を喪失した記載がある上、29年9月1日から32年8月1日の期間については、A事業所における被保険者記録がある。

また、当時の工場長に照会しても、申立人が申立期間に勤務していたことを確認することができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。